

支える会ニュース

〒170-0012 東京都豊島区上池袋 2-34-2
TEL 03-5974-0816 FAX 03-5974-0861
e-mail: sasaerukai@20jyosaiban.net
<http://www.20jyosaiban.net/>
郵便振替 00170-7-386997 郵政 20 条裁判を支える会

東日本郵政 20 条裁判 原告 3 人証人尋問に立つ

東日本 20 条裁判は 2 月 20 日、原告 3 人と 2 人の証人尋問が行われました。傍聴席を確保するため開廷時間の 2 時間前から郵政ユニオン組合員や支援者が東京地裁 5 2 7 号法廷前に詰めかけ、会社側は被告席として裁判所が事前に確保していた 4 席のみの傍聴となり、証言した 5 人の組合員を傍聴席と入りきれなかった 9 4 人の支援者が法廷内外から熱いエールを送りました。

原告 3 人と証人 2 人が職場実態を証言

前回の尋問で会社側証人は、「期間雇用社員と正社員とでは業務の内容や責任の程度が違う」「期間雇用社員は長期にわたって働くことを想定していない」との証言に終始しました。

今回の証人尋問は原告の浅川喜義さん（東京・晴海局集配部）、宇田川朝史さん（千葉・佐倉局集配部小包班）、藤井剛さん（愛知・名古屋北局郵便部）と、兼子隆さん（郵政ユニオン本部交渉部長）、森広治さん（郵政ユニオン関東地本書記長）がそれぞれ証言しました。

浅川さんは、①新入社員などに配達地域を教える訓練を行っている②クレーム対応など郵便局の代表として行っている③営業なども正社員と同様に目標が課せられている④特別送達や現金書留など重要通



信を配達していることを証言、前回、会社証人が「重要な仕事は正社員が行うものであり非正規社員の仕事ではない」とした証言を職場実態に基づいて覆しました。

浅川さんが「責任と誇りを持って仕事をしている」との証言は全国の郵便局で働いている期間雇用社員の気持ちをまさに代弁するものでした。

誇りを持って安心・確実を届けている

宇田川さんは佐倉郵便局でゆうパック配達業務を担当しています。採用時の面接では「体の続く限り長く働いてほしい」と言われ郵便局に入りました。ゆうパックは高額な商品や配達時間指定など、取扱いには細心の注意を要する業務です。会社側は「ゆうパックは配達件数が少ないため業務的には簡易だ」と証言しましたが、管理者としてはあまりにも無知であり現場を見ない無責任な態度には呆れるばかりです。宇田川さんは裁判所に訴えたいこととして、①赤い車に乗ってゆうパックを配達するという事は日本郵便の代表として業務にあたっている②人員が不足してい



る中、正社員も期間雇用社員も一緒になって働いている③病気休暇が無給のため体調が悪くても無理して働かなくてはならないなど、正社員との間にある不合理な格差是正が急務であると力強く訴えました。

24時間365日休むことなく

藤井さんは名古屋北郵便局で郵便内務事務を担当し、深夜勤務の仕事に従事しています。郵便内務の仕事は24時間365日稼働しており、郵便物はトラックによって輸送されているため夜間に業務が集中するシステムになっています。藤井さんは正社員と同様に働き、さまざまな担務（仕事）を覚え、とりわけ特殊郵便（書留など）を扱う業務を行っていました。しかし20条裁判に訴えて以降、会社は裁判対策として「期間雇用社員は簡易な仕事しかつかせていない」ということを描きだすため、特殊の担務から外すなど、「正社員との違い」を見せるため常識では考えられない業務運行を行ってきました。こうした実態に対し藤井さんの証人として証言した森さんは、「郵便内務の仕事はさまざまあるが、正社員だけの業務はない」と明確に述べ、「昼夜を問わず同じ業務を担っている非正規社員に対し不合理な格差はなくすべきだ」と訴えました。



5月18日、結審を迎える

東日本裁判は次回期日が、5月18日（木）午後3時から527号法廷で開くことが決まり、結審を迎えることになりました。3人の原告と弁護団の最終意見陳述が予定されています。

また、原告8人が立ち上がった西日本裁判が下記の日程で開かれます。会社側証人は東日本裁判で証言した3人が、西日本裁判でも証言することになっています。責任と誇りを持って仕事をしている期間雇用社員の頑張りや努力に報いることなく、「職責と責任の違い」のみ誇張して、働く者の尊厳をおとしめる主張を行った会社は許せません。



● 郵政労契法20条東日本裁判の日程 ●

◆ 5月18日（木）15:00～ 結審

東京地裁 第527号法廷

◆ 報告集会 15:30～ 場所未定

■ 20条裁判の今後の日程 ■

■ 郵政労契法20条西日本裁判

証人尋問日程 大阪地裁202号法廷（91名）

◆ 5月25日（木）11:00～

会社側4名の証人尋問

◆ 5月29日（月）10:00～

原告3名と原告側証人

◆ 6月5日（月）10:00～

原告3名と原告側証人

◆ 6月7日（水）10:00～

原告2名と原告側証人

■ メトロコマース裁判

・ 判決 3月23日（木）13:10東京地裁709号